「新・関西観光・文化振興計画(仮称)」策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、関西広域連合の「新・関西観光・文化振興計画(仮称)」(以下「計画」という。)の策定に当たり、これまでの取り組みを検証し、新たな社会経済情勢の変化等を踏まえた計画としてまとめるため、各分野からの有識者・専門家からなる委員会を広域観光・文化・スポーツ振興局内に設置する。

(名 称)

第2条 この委員会は、「新・関西観光・文化振興計画(仮称)」策定委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) その他計画の策定にあたって必要なこと

(委員)

- 第4条 委員は次の分野から構成する。
 - (1) 観光に関する有識者
 - (2) 文化に関する有識者
 - (3) 経済界

(委員会開催)

- 第5条 委員会は関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局長が招集する。
- 2 委員会には、委員のうちから互選により座長1名を置き、座長は委員会のとりまとめ を行う。
- 3 委員会は、第1条の目的を達成するために、年3回程度必要に応じて開催する。
- 4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、委員以外の専門家等に意見を求め、計画策定の参考にすることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局において行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この設置要綱は、令和2年12月3日から施行する。